

長崎県在籍型出向等支援協議会 構成員の連携強化について (今後の取組について)

令和4年12月16日
長崎労働局職業安定部
職業安定課

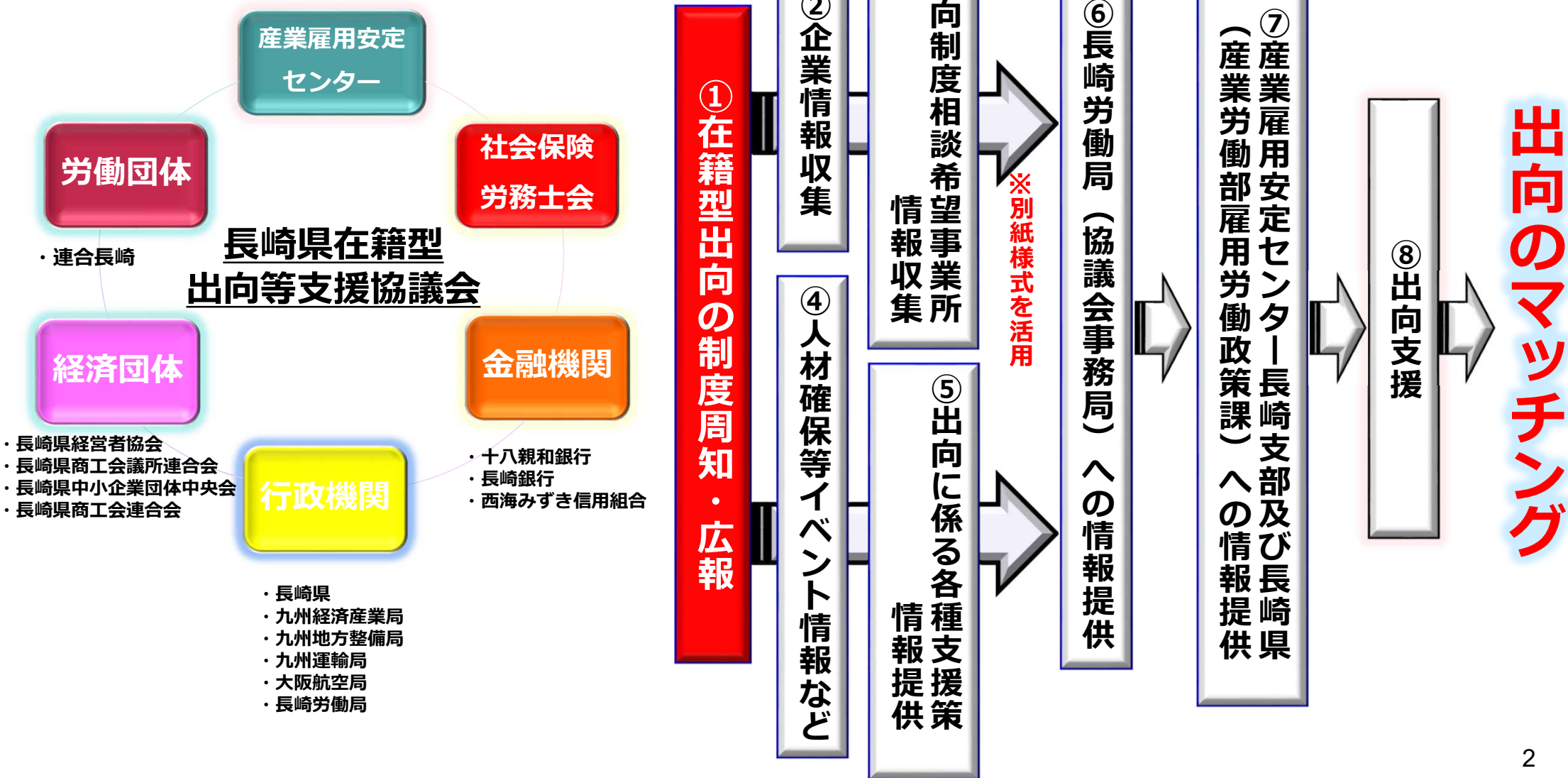
ひと、くらし、みらいのために



1 長崎県協議会構成員における連携体制について (在籍型出向の活用による雇用維持への支援)

【協議会構成機関による企業への出向制度の周知・案内】

〈 出向情報やノウハウ共有・
送出企業や受入企業開拓を実施 〉



2 【別紙】 「在籍型出向制度」 相談希望事業所提供様式

在籍型出向制度の活用を希望する企業の情報を得た場合は、下記様式により協議会事務局(長崎労働局)までメールにて提供してください。

「在籍型出向制度」 相談希望事業所

						報告機関名	
						報告者名	
企業名	業種	担当者名	電話番号	同意の有無 (注)	備考		
例1)	(株) ○○○○	製造業	◇◇ ◇◇	***-***-***	有	送出企業としての相談	
例2)	(株) ○○○○	介護サービス業	◇◇ ◇◇	***-***-***	有	受入企業としての相談	
1							
2							
<p>【注意】 産業雇用安定センター、長崎県及び労働局から出向支援に係る連絡を行うことについての同意を得る必要があります。</p>							
				送付先	長崎県在籍型出向等支援協議会事務局 (長崎労働局)		
				Eメール	naga-antei@mhlw.go.jp		
				担当者	福島・白石・中野		
				連絡先	095-801-0040		

3 全国における主な取組事項

周知・広報	<ul style="list-style-type: none">1 出向セミナー・相談会等の開催2 雇用調整助成金活用企業への周知（支給決定通知書にリーフレット同封）3 在籍型出向の活用が見込まれる業界団体等への訪問4 地域協議会構成機関が主催する会議等における制度周知<ul style="list-style-type: none">○金融機関の支店長、営業職員に対する研修の実施（経営指導等の場面に活用）○協議会構成団体及び傘下の協同組合等に対する説明会開催（社内研修会含む）○商工会議所、商工会等の経営者団体、基礎自治体等の広報誌に掲載5 マスコミ・SNS・メルマガ・広報誌を活用した情報発信6 ハローワーク事業所担当窓口での周知7 労働局が主催する会議等における制度周知8 在籍型出向活用促進動画の作成
マッチング支援	<ul style="list-style-type: none">9 雇用調整助成金活用企業等への在籍型出向活用希望ニーズ調査の実施10 マッチングサイトの開設・運営11 専門家（社会保険労務士等）による相談支援12 在籍型出向専用相談窓口・電話の設置13 送出企業と受入企業によるマッチング会（広域のマッチング会含む）
その他	<ul style="list-style-type: none">14 産業雇用安定助成金上乘せ15 産業雇用安定センター・県・労働局による情報交換会議の定期開催等16 産業雇用安定センターによるハローワーク職員向け研修の実施